

県政記者クラブへも同時に資料提供しています。

令和8年4月21日（火）  
香川県教育委員会高校教育課  
担当：吉岡（内線 5294）  
電話：087-832-3749

## 土壌汚染対策法に基づく形質変更届出について

高松南高校、多度津高校における、土壌汚染対策法（以下「土対法」といいます。）に基づく形質変更届出が未届となっていた事案について、届出を行いましたのでお知らせします。

### 1 土対法に基づく形質変更届出について

#### （1）形質変更届出制度の概要について

土対法では、工事による掘削などの土地の形質変更が3,000㎡以上の場合に知事等への届出が義務付けられている。

知事等は、形質変更の届出を受けた場合、当該土地に有害物質による土壌汚染のおそれがある場合は、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染の状況について調査を命じることができる。

#### ※有害物質

土対法では、六価クロム化合物、鉛及びその化合物などの重金属等、トリクロロエチレン、クロロエチレンなどの揮発性有機化合物などが定められている。

#### ※土壌汚染のおそれ

高松南高校、多度津高校では、専門学科の授業等において、有害物質の使用履歴等があることから、「土壌汚染のおそれがある場合」に該当。

#### （2）形質変更届出が未届となった経緯

令和2年度に、県環境森林部が実施した調査において、県発注工事に係る未届事案が271件あることが判明し、いずれも施工時の土対法に関する認識不足によるものが原因であった。高松南高校、多度津高校では、有害物質の使用履歴等があり土壌等の調査の必要があるため、届出に向けて周辺土壌等の調査を進めていた。

土壌等の調査は、土対法に調査方法が定められており、過去に遡った資料収集、関係者からの聴取、現地確認等による、試料採取対象物質の種類を特定するための「地歴調査」を行い、その結果に基づき試料採取等を行う区画の選定、ボーリングによる試料採取、採取試料の分析という段階を追って実施する必要があり、届出を行うまでに多くの時間を要することになった。

なお、高松南高校、多度津高校を除く他の未届事案については、土壌汚染状況調査が不要な事案や、簡易な調査で終了する事案であったため、既に対応が完了している。

(各校における形質変更の未届の状況)

学校名	形質変更届出の原因	届出先
高松南高校	校舎棟第1期改築工事 (H26.1~H27.1) 校舎棟第2期改築工事 (H29.10~H30.12) 駐輪場改築工事 (H31.3~R2.3)	高松市
多度津高校	水産科棟改築工事 (H26.6~H28.9)	香川県

## 2 未届事案に対する事後的な届出について

### (1) 未届事案への対応

土対法の規定に基づき調査を省略することも可能であることから、試料採取を行うことができない校舎の建屋部分を除いて、土壌調査及び地下水調査を行い、本日、当該調査結果と併せて香川県及び高松市に届出を行った。

### (2) 土壌調査結果について

校舎の建屋部分を除く土壌調査を行ったところ、多度津高校において、六価クロム化合物、鉛及びその化合物について、土対法が定める基準を超過している箇所があることが判明した(別紙参照)。また、高松南高校においては、基準超過は確認されなかった。

なお、汚染が確認された区画及び調査省略により土壌汚染が存在する土地とみなされる建屋部分については、土対法に基づき「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定される。

#### ※要措置区域

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であり、土地の形質の変更が原則として禁止される。

#### ※形質変更時要届出区域

土壌汚染が発生しているが周辺に飲用井戸がないなど汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であり、土地の形質変更時に計画の届出が必要となる。

(多度津高校において基準を超過した区画の調査結果)

	土壌溶出量基準 (mg/L)		土壌含有量基準 (mg/Kg)	
	基準値	測定値	基準値	測定値
六価クロム化合物	0.05	0.12~0.46	250	定量下限値未満
鉛及びその化合物	0.01	0.020~0.021	150	230~570

※ 1区画で複数深度での調査を行っている。

#### ※土壌溶出量基準

土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出し、その地下水を経口摂取することにより発生する健康被害を防止するための基準。

#### ※土壌含有量基準

有害物質を含む土壌が飛散し口に入るなど、直接摂取することにより発生する健康被害を防止するための基準。

#### (3) 地下水調査結果について

(2) の土壌調査結果に併せ、両校敷地内において地下水の水質測定を実施したところ、いずれも地下水の環境基準に適合していた。

#### (4) 調査結果を踏まえての対応

多度津高校における「六価クロム化合物」「鉛及びその化合物」の土壌溶出基準超過に関しては、敷地境界において地下水の環境基準を満たしていることから、周辺への影響はないと考えられる。

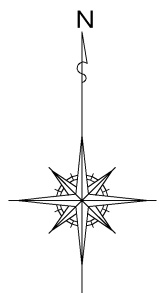
土壌含有量基準超過については、県環境森林部に相談し、アスファルトで覆われていない部分について、緊急的にシートで覆い土壌の飛散を防止するとともに、立入禁止としている。

基準の超過が確認されていない高松南高校においては、調査省略により今後指定される区域のうち、アスファルトで覆われていない部分については、立入禁止としている。

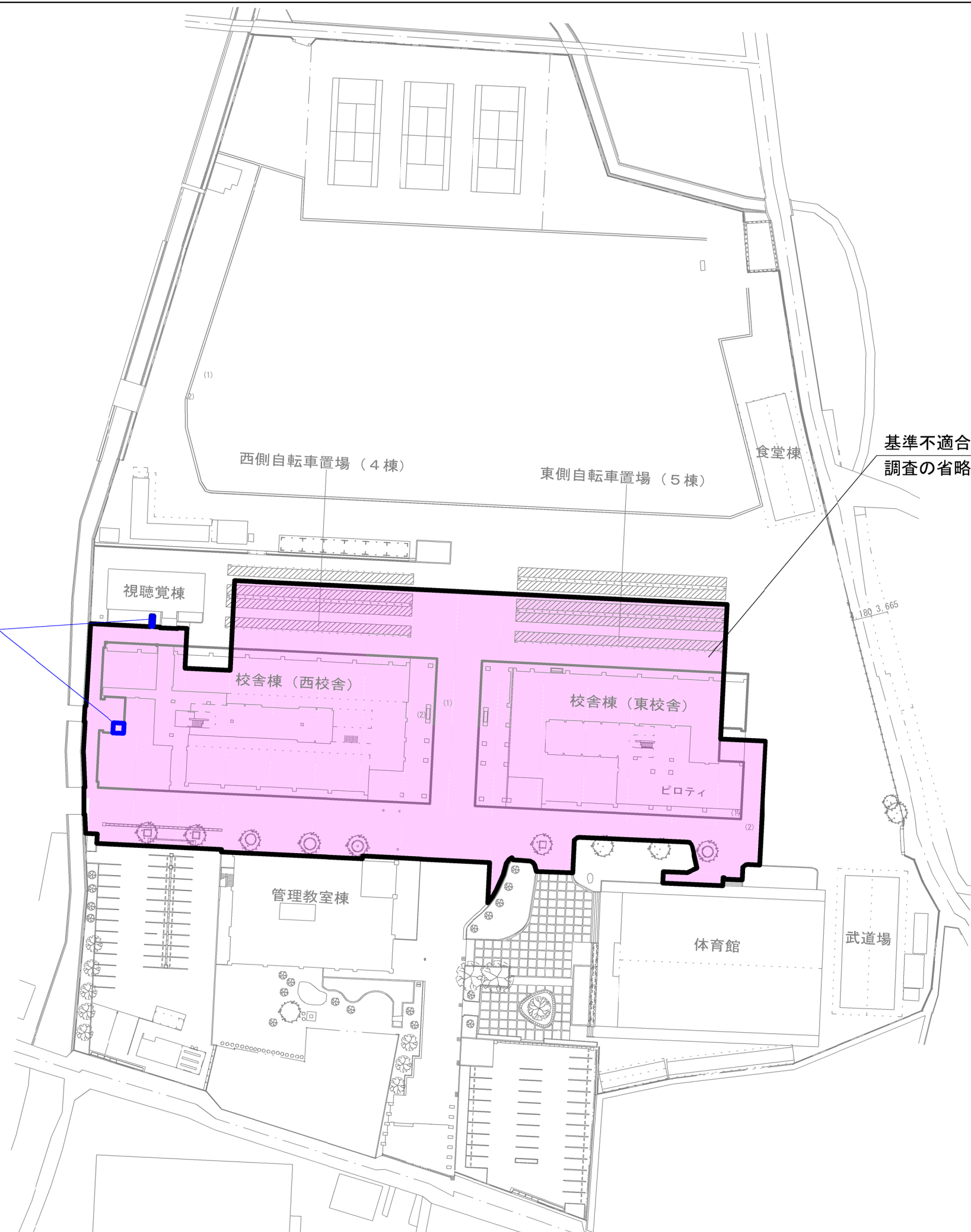
今後、県環境森林部及び高松市の指導に従い、適切に対応していく。

### 3 その他

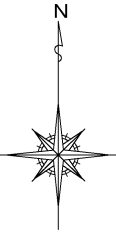
本件については、県環境森林部、高松市が添付の資料で記者発表を行っています。



立入禁止場所



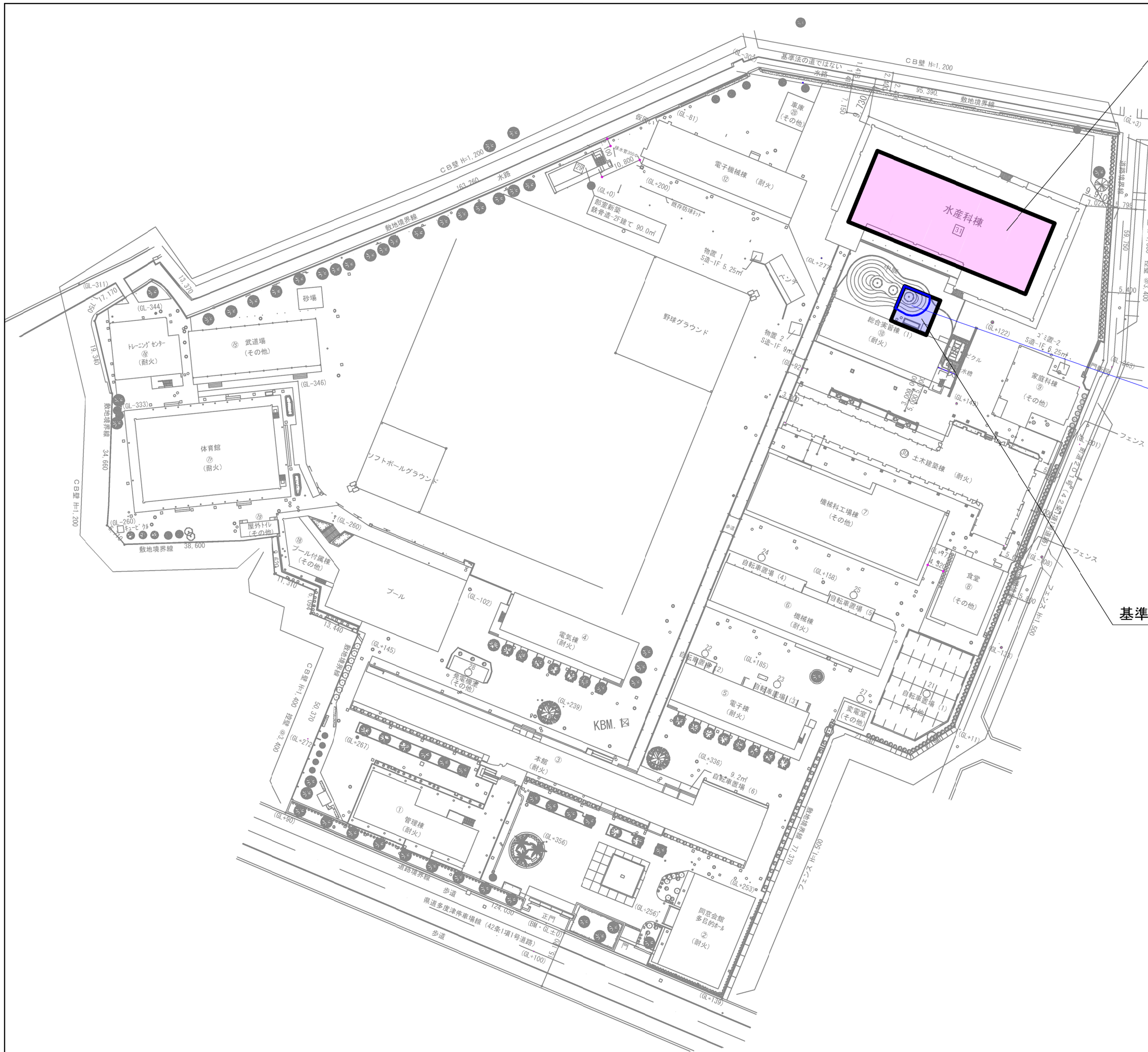
基準不適合とみなされる範囲  
調査の省略による



基準不適合とみなされる範囲  
調査の省略による

立入禁止場所

基準不適合を確認した場所



高松南高校における対応状況



多度津高校における対応状況



(対応前)



(対応前)



(対応後)



(対応後)

令和8年4月21日 (火)

環境管理課 土壌・水環境グループ

担当：宮本、岡本 (内線2866、2954)

電話：087-832-3218 (直通)

## 仲多度郡多度津町における土壌汚染について

県教育委員会から、県立多度津高等学校に係る次の報告がありました。

①土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施したところ、六価クロム化合物、鉛及びその化合物による土壌汚染が判明した。

②敷地内及び敷地境界で行った地下水調査では、六価クロム化合物、鉛及びその化合物の汚染は確認されなかった。

このため、4月21日から周辺井戸の調査を行い、井戸水を飲用している者に対して注意喚起(飲用の衛生指導)を行います。

### 1 県教育委員会からの報告内容

#### (1) 土壌汚染状況調査を実施した場所

県立多度津高等学校の敷地

#### (2) 土壌汚染状況調査結果の概要

○調査区画の一部には、既に建屋が設置されており、試料採取が困難なため、試料採取を省略した。省略した区画は、汚染のおそれのある計17物質について、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を超過しているとみなす。

・調査を省略した有害物質

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

○試料採取を行った区画の一部において、六価クロム化合物、鉛及びその化合物が土壌溶出量基準(※1)を、鉛及びその化合物が土壌含有量基準(※2)を超過した。

	土壌溶出量基準 (mg/L)		土壌含有量基準 (mg/kg)	
	測定値	基準値	測定値	基準値
六価クロム化合物	0.12~0.46	0.05	定量下限値未満	250
鉛及びその化合物	0.020~0.021	0.01	230~570	150

※1 土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲用することによるリスクの観点から定められた基準。

※2 有害物質を含む土壌を口などから直接摂取することによるリスクの観点から定められた基準。

○なお、土壌汚染状況調査に併せて、敷地内1か所、敷地境界4か所の計5か所において、地下水の水質の測定を実施しており、いずれも地下水環境基準に適合していた。

## 2 今後の県の対応

- 4月21日から周辺井戸の調査を行い、井戸水を飲用している方に対して注意喚起（飲用の衛生指導）を行います。
- 周辺井戸調査の結果等を踏まえ、汚染が判明した区画及び試料採取を省略した区画を、土壌汚染対策法に基づく要措置区域（※3）又は形質変更時等要届出区域（※4）に指定します。

※3 汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であり、土地の形質の変更が原則として禁止される。

※4 土壌汚染が発生しているが周辺に飲用井戸がないなど汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であり、土地の形質変更時に計画の届出が必要となる。

## 3 その他

- 周辺井戸調査の結果については、後日お知らせします。
- 本件について、県教育委員会が報道発表を行っています。



(本発表のお問い合わせ先)

環境指導課

広報資料取扱副主任: 小川 希代子

電話 087-834-5755

## 土壤汚染状況調査結果(高松市一宮町)について

令和8年4月21日に、香川県から、高松市一宮町地内の「香川県立高松南高等学校」において、土壤汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出書の提出に併せて、同条第2項の規定に基づく土壤汚染状況調査結果の提出がありました。この調査において、当該土地の一部の土壤調査が省略されていることから、「四塩化炭素」などの10物質が同法の指定基準を超える汚染状態にあるとみなされます。

なお、事業場敷地境界で行った地下水調査では、同法の地下水基準に適合していることから、現在、この土壤汚染による地下水汚染の拡散のおそれはありません。

詳細については、別紙のとおりです。

この結果を受け、事業場周辺(およそ事業場から1,000m範囲のうち、汚染が到達する可能性のある範囲)において井戸水を飲用されている方は、高松市環境指導課までお知らせいただきますようお願いいたします。その事業場周辺の飲用井戸調査については、本日午後より開始します。

なお、本件については、香川県が添付の資料で記者発表を行っております。

### ■添付資料:

- ・土壤汚染状況調査結果
- ・香川県の報道発表資料



令和 8 年 4 月 2 1 日  
高松市環境局環境指導課  
広報資料取扱副主任  
課長補佐 小川 希代子

## 土壌汚染状況調査結果（高松市一宮町）について

令和 8 年 4 月 2 1 日に、香川県から、土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出書に併せて、同条第 2 項の規定に基づく土壌汚染状況調査結果の提出がありました。この調査において、一部の試料採取を省略していることから、同法の指定基準を超える汚染状態であるとみなされるため、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 報告内容

##### (1) 事業場等の名称等

名 称：香川県立高松南高等学校

所在地：高松市一宮町字兵宅 5 3 1 番 1、5 3 1 番 1 1 及び 6 4 5 番 3（地番）  
高松市一宮町 5 3 1 番地（住所）

##### (2) 土壌汚染状況調査結果

事業場敷地のうち、工事の実施場所（約 13,520m<sup>2</sup>、10m格子に区画割した 153 区画）の土壌汚染状況調査を実施したところ、その一部の区画の試料採取を省略していることから、その区画の土壌（約 8,242m<sup>2</sup>、83 区画）は「四塩化炭素」など 10 物質が第二溶出量基準及び土壌含有量基準に不適合な状態とみなされ、土壌汚染対策法の指定基準を超える汚染状態となります。

なお、事業場敷地境界 4 か所において地下水の水質調査を実施しており、いずれも地下水基準に適合していることから、現在、この土壌汚染による地下水汚染の拡散のおそれはありません。

なお、調査結果の詳細については、別紙 1 のとおりです。

#### 2 本市の対応

(1) 周辺住民の健康保護のため、半径 1,000m のうち、汚染が到達する可能性のある範囲（別紙 2）で飲用井戸の有無の調査を実施します。

(2) 香川県立高松南高等学校の土壌汚染があるとみなされる土地を土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質によって汚染された区域として指定します。

(4) 土壌汚染対策法に基づき適切な対応が行われるよう土地の管理者に指導を行います。

#### 3 この件に関する香川県の連絡先

香川県高校教育課

電話 087 - 832 - 3749

#### 4 その他

本件については、香川県が記者発表を行っております。

別紙 1

1 土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	超過区画数 (省略区画数)	第二溶出量基準(mg/L)	指定基準(mg/L)
四塩化炭素	55	0.02 以下	0.002以下
ジクロロメタン	55	0.2 以下	0.02以下
ベンゼン	55	0.1 以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物	68	0.09 以下	0.003以下
六価クロム化合物	61	1.5 以下	0.05以下
シアン化合物	68	1.0 以下	検出されないこと
水銀及びその化合物	68	水銀が 0.005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと
鉛及びその化合物	68	0.3 以下	0.01以下
砒素及びその化合物	68	0.3 以下	0.01以下
ほう素及びその化合物	68	30 以下	1以下

2 土壌含有量基準

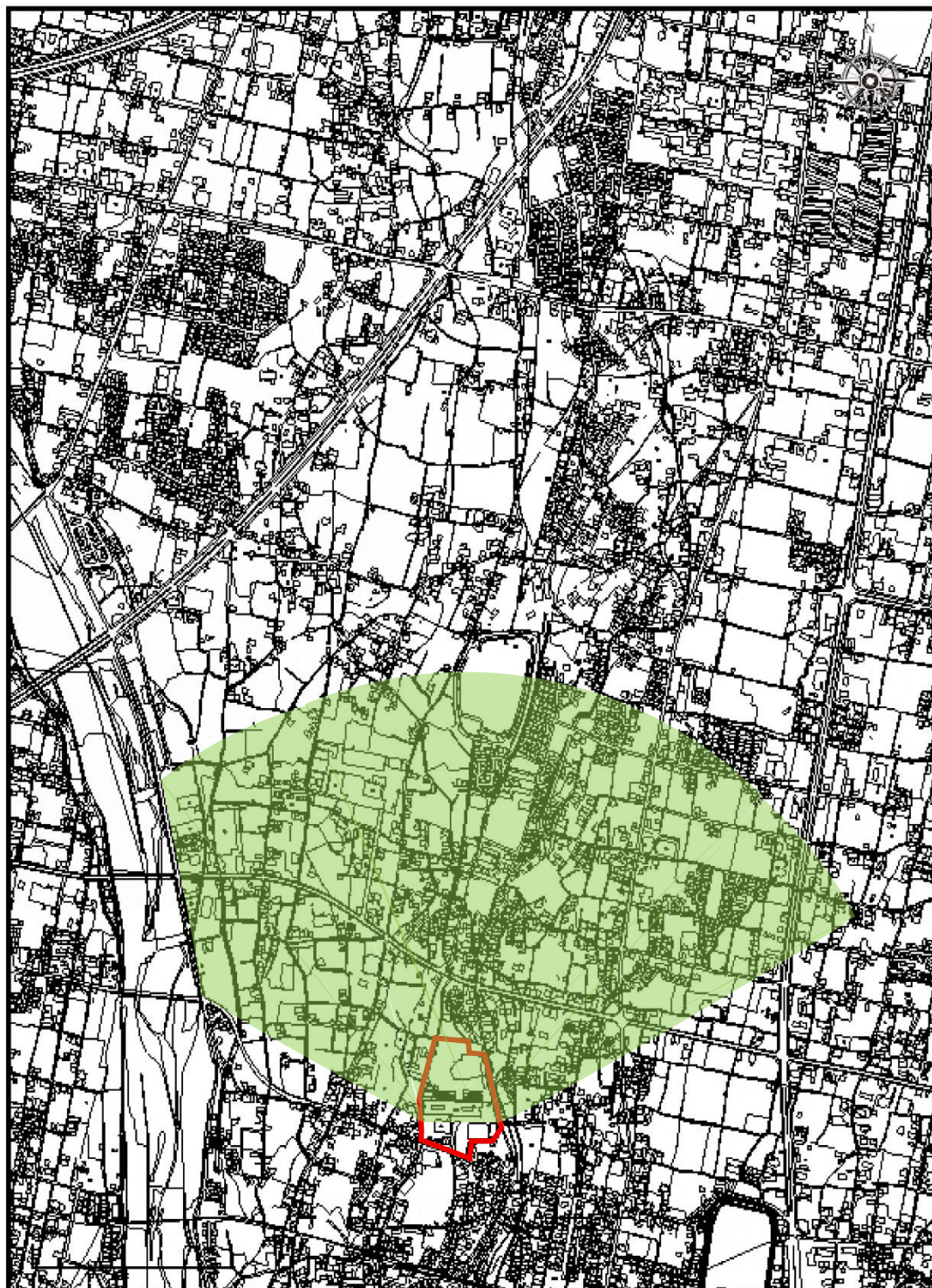
特定有害物質の種類	超過区画数 (省略区画数)	指定基準(mg/kg)
カドミウム及びその化合物	68	45以下
六価クロム化合物	61	250以下
シアン化合物	68	50以下 (遊離シアン)
水銀及びその化合物	68	15以下
鉛及びその化合物	68	150以下
砒素及びその化合物	68	150以下
ほう素及びその化合物	68	4000以下

3 地下水基準

測定結果は4カ所とも同じ結果であった。

特定有害物質の種類	測定結果(mg/L)	地下水基準(mg/L)
四塩化炭素	0.0002 未満	0.002以下
ジクロロメタン	0.002 未満	0.02以下
ベンゼン	0.001 未満	0.01以下
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	0.003以下
六価クロム化合物	0.005 未満	0.05以下
シアン化合物	不検出	検出されないこと
水銀及びその化合物	0.0005 未満	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル 水銀が検出されないこと
鉛及びその化合物	0.005 未満	0.01以下
砒素及びその化合物	0.005 未満	0.01以下
ほう素及びその化合物	0.1 未満	1以下

周辺の飲用井戸調査範囲（概要）



## 用語解説

- 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、土壌汚染による健康に悪い影響（健康リスク）をきちんと管理するために制定されました。土壌汚染に関する問題とは、土壌汚染が存在すること自体ではなく、土壌に含まれる有害な物質が私たちの体の中に入ってしまう経路（摂取経路）が存在していることです。この摂取経路を遮断するような対策を取れば、有害な物質は私たちの体の中に入ってくることはなく、土壌汚染による健康リスクを減らすことができ、きちんと管理が出来れば、私たちの健康に何も問題はありません。

（出典：「土壌汚染対策法のしくみ」 環境省・（公財）日本環境協会）

- 土壌汚染状況調査

土壌汚染状況調査とは、その土地の汚染の有無あるいは汚染状況を把握するために行われる調査のことで、土壌汚染対策法施行規則（平成14（2002）年）に規定されており、過去から現在までの土地の利用状況から汚染リスクを推定する資料等調査、土地を区画に分割し、各区画における汚染の有無を調べる概況調査、深度方向の汚染状況を把握し、資料等調査及び概況調査の結果を元に汚染箇所を特定する詳細調査からなります。

（出典：国立環境研究所ホームページ）

- 特定有害物質

特定有害物質とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生じるおそれがあるものとして政令で定めるものをいいます。現在、政令において26の物質が定められています。

（出典：「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3．1版）」  
環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室）

- 土壌汚染対策法の指定基準

指定基準とは、土壌の汚染状態に関する基準で、土壌溶出量基準と土壌含有量基準が設定されています。

- 土壌溶出量基準

土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによる健康リスク（地下水等経路の摂取リスク）の観点から、特定有害物質26物質について土壌溶出量基準が設定されています。

これは、生涯（70年間）1日に2リットルの地下水を飲み続けても、健康に影響を及ぼさないように定められています。また、幼児期の毒性を考慮したり、急性毒性の視点からも問題のないように設定されています。

（出典：「事業者の土地の利活用のための土壌汚染対策ガイド（Q&A、事例集）」 経済産業省産業技術環境局環境指導室）

- ・ 土壌含有量基準

有害物質を含む土壌を口や肌などから直接摂取することによる健康リスク（直接摂取リスク）の観点から、特定有害物質のうち9物質について土壌含有量基準が設定されています。

これは、土壌汚染が存在する土地に生涯（70年間）居住し、1日に100ミリグラム（子ども：6歳以下は1日に200ミリグラム）の土壌を口にしながらも、健康に影響を及ぼさないように定められています。また、急性毒性の観点からも問題のないように設定されています。

（出典：「事業者の土地の利活用のための土壌汚染対策ガイド（Q&A、事例集）」 経済産業省産業技術環境局環境指導室）

- ・ 基準を超過した特定有害物質の起源・用途と人への影響

特定有害物質の種類	起源・用途と人への影響※
四塩化炭素	フロンの原料、溶剤、洗浄剤等に使用されている。吐き気、頭痛など神経影響や肝障害などの影響が報告されている。
ジクロロメタン	洗浄剤、殺虫剤、塗料等に使用されている。肝障害などの影響が懸念される。
ベンゼン	塗料、溶剤等に利用されている。過去にはガソリン中に数%のベンゼンが含まれていた。発がん性が認められている。
カドミウム及びその化合物	極微量だが、自然界に広く分布し、プラスチック・ガラス製品の着色料等に使用されている。腎機能障害が認められている。
六価クロム化合物	クロムは環境中に広く分布しているが、六価クロムは自然界にはほとんど存在せず、染料、錆止め剤等に使用されている。発がん性があるとされている。
シアン化合物	金属めっき、農薬等に使用されている。急性毒性が強く、呼吸困難、神経障害等が認められている。
水銀及びその化合物	地殻を構成する成分で自然界に微量に存在し、人為由来により混入することがある。乾電池、蛍光灯等に使用されている。肝臓、腎臓障害などの影響が報告されている。
鉛及びその化合物	自然由来と人為由来が混在して、環境中に広く分布し、蓄電池の材料等に使用されている。神経系、腎臓への影響が認められている。
砒素及びその化合物	自然由来、人為由来で環境中に存在し、合金の添加などに使用されている。皮膚病変や嘔吐下痢などの影響が報告されている。
ほう素及びその化合物	自然由来、人為由来で環境中に存在し、ガラス製造などで使用されている。胎児の体重減少などの影響があるとされている。

（出典：内閣府 食品安全委員会 食品健康影響評価（リスク評価）をもとに編集）